

05 工場新設や新たな機械を導入したい

支援制度名	主な内容	主な条件
多度津町企業立地促進助成金 (大企業も利用可)	新設した工場等の建物、償却資産に係る固定資産税相当額を、3か年助成(上限5億円)	《工場の場合》 ①建物、償却資産の取得価格が1億円以上 ②新規常用雇用者が5人以上(町内に住所あり)
先端設備等導入計画の認定	新規に設備取得した場合、賃上げ表明していれば、固定資産税の課税標準が軽減される 【賃上げ1.5%以上】3年間1/2 【賃上げ3%以上】5年間1/4	基準年度比で労働生産性が年平均3%以上、投資利益率が同5%以上向上すると見込まれること 【対象設備(例)】 〈機械装置〉160万円以上 〈器具備品〉30万円以上

06 福利厚生を充実させたい

中讃勤労者福祉サービスセンター

多度津町では、町等が費用の一部を負担することで、中小企業の皆様(1人の個人事業主も可)が安価に福利厚生事業を行えるよう、支援しています。

- ①会費 1人あたり 月700円
(「勤労者1/2、事業主1/2負担」もしくは「全額事業主負担」)
- ②主な福利厚生サービス
人間ドック、健康診断、インフルエンザ予防接種等の助成
宿泊旅行補助、各種チケットの割引販売、慶弔共済保険給付 等

申込・お問合せ 多度津商工会議所 ☎(0877)33-4000

07 その他

支援制度名	主な内容	主な条件
多度津町地産地消・町特産品推進事業補助金	物産展等に、町の特産品や地場産品を用いた製品を出展する費用を補助 【対象経費】出展料、消耗品、交通費 【補助率(上限)】1/2(2万円)	町内の事業者であること
多度津町中小企業融資制度	融資限度額 500万円 対象は運転資金、設備資金 貸付利率 1.8%	町内に営業所、もしくは主たる事務所を有する中小企業者であることなど

令和7年度 多度津町 中小企業支援ガイド

多度津町内の中小企業支援についてご案内します。

01 まずは専門家に相談したい

経営個別相談会(町)・経営相談会(商工会議所)等

相談名	内容	日時	場所・連絡先
経営個別相談会	香川県よろず支援拠点の専門家が、創業から経営まで様々な相談に対応します	毎月第2水曜 9:00-17:00 (R8.2のみ2/4)	地域交流センター 2階 ルーム4 他 多度津町産業課 (0877)33-1113
経営相談会	中小企業診断士が、物価高騰やIT、インボイス、賃上げ等の相談に対応します(創業を除く)	毎週金曜 9:30-16:30 (4月-12月)	多度津商工会議所 (0877)33-4000
多度津商工会議所	経営指導員が、問題解決や事業計画の策定、金融、税務、創業等の支援を行います	月曜-金曜 8:30-17:00	

多度津町 産業課

〒764-8501

仲多度郡多度津町栄町3-3-95

☎(0877)33-1113



多度津町マスコットキャラクター
さくらちゃん

02 新たな販路を開拓したい

多度津町産業振興支援補助金

補助対象者（次の条件をすべて満たしていること）

- ① 個人事業主：町内に住所があること or 法人：本社または主たる事業所の所在地が町内にあること
- ② 町内で事業を3年以上継続して営んでいること or 町内で事業を営む3年未満の創業者で、創業セミナーもしくは特定創業支援の受講者※（※「多度津町創業支援補助金」を受けた3年未満の創業者は対象外）
- ③ 町税を滞納していないこと
- ④ 信用保証協会の保証の対象となる業種を営んでいること

補助対象経費 等

1 事業者につき、利用可能な補助金メニューは1つまで（年度内1回限り）

【補助率】：補助対象経費の2／3

メニュー	対象経費	備考
(1) 自社PRツール ① ホームページ（新規・大幅なリニューアル） ② 会社案内・カタログ・パンフレット ③ 看板 ※ 前年度に(1)の利用者は対象外	作成委託費、 デザイン委託費、 印刷製本費 (上限10万円)	・ 一時的・簡易的なものは除く ・ 印刷製本費は、新規作成に伴うもののみ
(2) 新商品・新規事業の広告宣伝 (一時的なものを除く。 発売・事業開始後1年以内のものに限る。 既に補助したものは対象外。) ※ 前年度に(2)の利用者は対象外	広告宣伝費、 デザイン委託費 印刷製本費 等 (上限20万円)	・ 専門家と計画を作成 ・ ホームページ、SNS広告、雑誌掲載料、パッケージやリーフレットの作成委託料可
(3) 展示会・商談会出展	出展経費、旅費、 運搬費 等 (上限 県内5万円、 県外10万円)	・ 販売が主目的は除く ・ 自社関連施設での展示会等は除く
(4) 知的財産権取得	出願に要する経費 (上限10万円)	・ 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の取得に係る出願等
(5) デジタル化 （業務効率化・生産性向上）	ソフトウェアの導入・改修費 等 (上限10万円)	・ 機器の購入費は、対象外 ・ 自社の顧客管理システム、予約管理システムの導入や業務効率化のためのシステム改修等

※対象経費：見積書等の経費の根拠がわかる書類が提出できるもののみ対象

【産業振興支援補助金の対象外事業】

- ・ 農業・林業・漁業
- ・ 金融業及び保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- ・ 医療・福祉の医療業のうち、病院・一般診療所・歯科診療所
- ・ 住宅宿泊事業
- ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた売電事業
- ・ 風俗営業等
- ・ その他 社会通念上適当ではないと町長が判断する事業

03 町内農水産物を使って新商品を作りたい

多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金

農水産物活用
町内産産物の継続的な活用や、魅力発信が図られる新商品開発の経費の一部を補助します

【主な条件】

- ・ 香川県内において商品開発を実施している（実施予定である）事業者等
- ・ 町内産の農水産物を使用すること

【対象】 需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費

【補助率】 補助対象経費の2／3（上限50万円）

